

資料4

「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」  
ベンダ分科会事務局提出資料\_参考資料

2024年2月19日

# 目次

論点1.令和4年度の申し送り事項の取り扱い方針の参考資料	3
論点2.指定都市要件の取り扱い方針の参考資料	15
論点4.令和5年度領域間の整合作業の方針共有の参考資料	20

## (参考) 標準仕様書1.1版の指定都市における「管理場所」の関連機能 (1/4)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件 (1.1版)	指定都市の管理区分
1	0200021	00.児童扶養 手当共通	マスタ管理機 能	指定都市における区を「管理場所」としてマスタ管理できること  【管理項目】 管理場所 (指定都市における区)	○
2	0200022			「管理場所」単位で通知書等に印字する公印種類及び印影を管理できること	○
3	0200365			「管理場所」単位で問合せ先、来所場所を設定できること	◎
4	0200379		帳票出力機能	文書番号の前後の記号文字は、文書番号を印字する帳票について「管理場 所」ごとに設定でき、「管理場所」ごとの設定時は 機能ID:0200120の※2 よ り優先して印字すること	○
5	0200380			通知書等において、問合せ先、来所場所を印字できること ※1 管理場所 (指定都市における区) 単位で設定した問合せ先、来所場 所を印字できること	○
6	0200390	01.新規認定 請求	認定請求受付	児童扶養手当の新規認定請求書及び所得状況届等について、以下の情報を 登録、修正、削除、照会できること  【管理項目】 ・申請情報 (管理場所 (指定都市における区) ) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○
7	0200399	02.市外転入	市外転入受付	児童扶養手当の市外転入について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削 除、照会できること  【管理項目】 ・転入届情報 (管理場所 (指定都市における区) ) ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外	○

## (参考) 標準仕様書1.1版の指定都市における「管理場所」の関連機能 (2/4)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件 (1.1版)	指定都市の管理区分
8	0200405	03.額改定請求 (増員)	額改定請求 (増員) 受付	<p>児童扶養手当の額改定請求について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・請求情報 (管理場所 (指定都市における区) ) ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
9	0200409	04.額改定届 (減員)	額改定届 (減員) 受付	<p>児童扶養手当の額改定届について、以下の申請・認定情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・届出情報 (管理場所 (指定都市における区) ) ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
10	0200413	05.市外転出	市外転出受付	<p>児童扶養手当の住所変更 (転出) 届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・届出情報 (管理場所 (指定都市における区) ) ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
11	0200418	06.資格喪失	資格喪失受付	<p>児童扶養手当の資格喪失届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・届出情報 (管理場所 (指定都市における区) ) ※ 1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○

## (参考) 標準仕様書1.1版の指定都市における「管理場所」の関連機能 (3/4)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件 (1.1版)	指定都市の管理区分
12	0200422	07.未支払請求	未支払請求受付	<p>児童扶養手当の未支払請求書及び児童扶養手当受給資格者死亡届について、以下の請求情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】                      ・申請情報（管理場所（指定都市における区））                      ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
13	0200426	08.登録情報変更	登録情報変更受付	<p>児童扶養手当の登録情報変更届（住所・氏名・支払金融機関変更届、支給事由変更届）について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】                      ・届出情報（管理場所（指定都市における区））                      ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
14	0200428	09.支給停止関係届	支給停止関係届受付	<p>児童扶養手当の支給停止関係（発生・消滅・変更）届、被災状況届、について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】                      ・届出情報（管理場所（指定都市における区））                      ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
15	0200432	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付	<p>児童扶養手当の公的年金給付等受給状況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】                      ・届出情報（管理場所（指定都市における区））                      ※1 他システムを参照している場合は、登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○

## (参考) 標準仕様書1.1版の指定都市における「管理場所」の関連機能 (4/4)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件 (1.1版)	指定都市の管理区分
16	0200437	12.障害等認定	障害等認定受付	<p>児童扶養手当の障害等認定について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・届出情報（場所（指定都市における区）） ※ 1 障害福祉情報等を参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
17	0200443	13.現況届	現況届受付	<p>児童扶養手当の現況届について、以下の届出情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】 ・届出情報（管理場所（指定都市における区）） ※ 1 他システムを参照している場合は登録、修正、削除の処理は対象外</p>	○
18	0200461	19.住記異動管理	住記異動者処理	<p>異動事由に応じて、管理場所（指定都市における区）異動処理ができること</p> <p>※ 1 管理場所異動があった場合、異動元管理場所での処理完了後に、異動先管理場所での処理が可能となった旨を通知するための帳票を出力可能とすること。</p>	○
19	0200466	21.障害等有期管理	障害等有期認定期限処理	<p>障害等有期管理に係る以下の情報が照会できること</p> <p>【管理項目】 管理場所（指定都市における区）</p>	○

## (参考) 標準仕様書1.1版の「管理区」の関連機能

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件 (1.1版)	各自治体の管理区分
1	0200115	00.児童扶養 手当共通	一覧管理機能	各業務で使用するリストについては、市と管理区単位に出力できること	○
2	0200145		帳票出力機能	各業務で使用する帳票については、市と管理区単位に出力できること	○
3	0200148		操作権限管理	市と管理区の申請者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること	○
4	0200292	15.手当支払	支払額登録	支給台帳の「担当区」を変更できること	○

## (参考) 「重要度が高い」申し送り事項の帳票要件 (1/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
1	-	15.手当支払	支払登録	<p>支払予定者に関する情報を一覧で確認できること</p> <p><u>未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること</u></p> <p>※1 <u>支分権の時効が完成した場合、「児童扶養手当支払時効通知書」を出力できること</u></p>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>「時効の解釈及び取り扱い等について[昭和47年児企第33号厚生省児童家庭局企画課長通知]」において、「未提出者の権利をできる限り保全するため、必要な事務処理を確実にすること」「未提出者については、その名簿を作成し、かつ、それに基づいて未提出者の追跡調査を行うことにより、できるかぎりその把握に努めること」とあり、対象者には時効前提出命令や時効通知書を送付している。時効対象者に確実に通知を行うという観点から「未支給のまま当初支払予定より2年経過した支給情報がある受給者及び手当の情報を一覧で確認できること」は必要な仕様と考えられるため。(中核市代表)</li> <li>現況届未提出以外の時効処理を行うにあたって必要な仕様である。(対象者の抽出が必要なため実装を希望するが、当面は件数が少ないため、支給差止め者を調査することによって、対象を絞ることができると思われるため、優先度低い) (中核市代表)</li> <li>「未支給のまま当初支払予定より2年経過した受給者に対して、支払時効処理を行うための対象者を抽出する」機能、及び時効完成を通知する文書「児童扶養手当支払時効通知書」を作成する機能を実装しているため。(特別区代表)</li> </ul>
2	-	16.過払管理	過払金・返納方法登録	<p><u>過払金が発生した場合に支払期、支払済額、過払額を記載した帳票「返還金額算出表」を作成できること</u></p>	10自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該機能を補う機能が標準仕様書第1.1版には記載がないため。(中核市代表)</li> <li>事務の正確性、効率性の点と、市民への説明を円滑に行うために必要な機能と考える。(中核市代表)</li> <li>市民サービス、過誤防止及び事務効率化を図るため。速やかに調定・納入の通知を行う必要がある(地方自治法第231条) (指定都市代表)</li> </ul>



## (参考) 「重要度が高い」申し送り事項の帳票要件 (2/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
3	0200138	00.児童扶養 手当共通	帳票出力機能	<p>「児童扶養手当証書の送付について」を出力できること</p> <p><u>現況年度更新、年齢到達処理(額改定)及び基準額改定処理をバッチ処理で行った場合は、通知書及び証書を郵送交付するため「児童扶養手当証書の送付について」を一括作成できること</u></p> <p>■ 帳票詳細要件 児童扶養手当証書の送付について ■</p> <p>【管理項目】 来所日時、場所、持参するもの</p>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況年度更新の際には約4,000枚の証書を出力する必要があることから、大量に出力する機会では一括機能がないと個別印刷の対応はできない。(中核市代表)</li> <li>特に、現況判定結果の通知文が発行されない受給者(現況判定結果が、前年：全額支給→現年：全額支給の方が対象となると考えられる。件数は多い)への証書送付時に必要。その他、転入、住所変更、口座変更による証書交付時に活用できる。(中核市代表)</li> </ul>
4	-	15.手当支払	支払処理	<p>「児童扶養手当受給等証明書」を出力できること</p>	8自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子医療等の手続きの際に、受給資格証明書を求められることが多く、実際に利用する市民も多いため、市民サービスの品質維持の観点から必要である。(中核市代表)</li> <li>現行業務では、受給者から様々な理由で発行を求められる手当支払証明書を、窓口で即時発行しているため。(特別区代表)</li> </ul>

## (参考) 「重要度が高い」申し送り事項の帳票要件 (3/3)

#	事務名 (レベル1)	帳票名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を 有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
5	13.現況届	児童扶養手当 現況届	「児童扶養手当現況届」を、用紙2枚に 収まるレイアウトに変更	10自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理上非効率である。市民に送付する帳票なので早急に。(中核市代表)</li> <li>現行業務では表面・裏面2面の用紙1枚で運用している。印刷枚数が増えることで印刷に多大な時間がかかることになり、また、大量の個人情報に記載された書類を整理する時、ヒューマンエラーが起こる可能性が高くなるため。(特別区代表)</li> <li>当該届出は、対象者も多く受給開始から5年を経過した受給者は毎年提出が必要となるため、A4両面で収まるようにフォント調整を行うことで、関係書類を減らし、自治体および受給者の確認負担の軽減、必要書類の簡素化が図られると考える。(指定都市代表)</li> </ul>
6			「児童扶養手当現況届」の住所欄を 拡張	8自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所確認を受給者で行うため、必要。住所欄に収まっていない場合は、システムで再度確認する必要があるため、業務負担になる。(指定都市代表)</li> <li>十分な文字数を確保することは必須。(都道府県代表)</li> <li>カラムオーバー件数が増えることが予想され、手書き対応となると業務時間の増大に繋がるため。(特別区代表)</li> </ul>
7	14.一部支給停止(第13条の3関係)	児童扶養手当 の受給に関する 重要なお知らせ	<p>「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」の様式を分割</p> <p>①児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ これまで1ページ目とされていた内容</p> <p>②児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ補足 これまで2ページ目以降とされていた内容</p>	9自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様を変更したい理由にあるとおり、宛名部分と説明部分を分割することで、再印刷の必要が生じた際には宛名部分のみ印刷で済むことから時間効率に大きな差が生じる。(中核市代表)</li> <li>当該届出は、対象者も多く受給開始から5年を経過した受給者は毎年提出が必要となるためA4両面で収まるようにフォント調整を行うことで、自治体および受給者の確認負担の軽減、必要書類の簡素化が図られると考える。(指定都市代表)</li> </ul>

## (参考) 「ニーズが高い」申し送り事項の帳票要件 (1/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装要望「有」の自治体の理由 (一部抜粋)
1	-	01.新規認定 請求	認定審査	<u>審査認定処理後に「決裁用所得情報」</u> <u>(判定にあたっての受給者・扶養義務</u> <u>者の所得情報)を作成できること</u>	8自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当法施行令第6条の7の規定が追加された際、同条の規定に基づき所得に含めて計算すべき非課税公的年金給付等の額の内訳について施行規則様式(認定請求書等)に記載すべき旨の規則改正がなされなかったため、本県では現状として様式の余白等に内訳を記載してもらって運用しており、事務処理の方法が不明確、不統一かつ煩雑となっている。当該仕様変更により、ある程度事務処理の改善・円滑化が図れるものとする。(都道府県代表)</li> <li>審査認定時の所得確認資料として「児童扶養手当受給資格者台帳」を添付しているが、所得情報のみを抽出した「決裁用所得情報」が認定処理時に出力可能となれば、利便性は向上すると考える。(指定都市代表)</li> <li>特に現況の審査結果の意思決定を行う際の根拠資料として必要。(件数が多いため、代替方法では不可能と考える)(中核市代表)</li> </ul>
2	-			<u>過払金が返還金となった場合に「債務承認書の送付について」</u> <u>を作成できること</u>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>返還金事務を効率的かつ正確に実施するため「返還金額額算出表」の作成機能は必要。(都道府県代表)</li> <li>発生した過払金返還金は、債権仮事務上、債務承認してもらう必要がある。事務の正確性、効率性からも必要と考える。(過払金のうち内払調整分についても金額を併記できると、なお使いやすいと考えます。)(中核市代表)</li> </ul>
3	-			<u>過払金が返還金となった場合に「児童扶養手当返還金請求通知書」</u> <u>を作成できること</u>	7自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>より正確な債権管理が可能となるため(過誤防止及び事務効率化)(指定都市代表)</li> <li>上記債務承認書と連動する事務と考える。事務の正確性、効率性からも必要と考える。(中核市代表)</li> </ul>

## (参考) 「ニーズが高い」申し送り事項の帳票要件 (2/3)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装要望「有」の自治体の理由 (一部抜粋)
4	-	01.新規認定 請求	認定審査	<u>過払金が返還金となった場合で納付交渉の結果分割納付による返還になった場合に「児童扶養手当分割納付額決定通知書」を作成できること</u>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>返還金事務の効率化が図れる。(都道府県代表)</li> <li>業務システムから帳票が出力されることで、自治体職員の事務効率化に寄与するため。(指定都市代表)</li> </ul>
5	0200317	19.住記異動 管理	住記異動者処理	<u>住記異動者、同居別居不整合者に対し「お知らせ(その他異動について)」を出力できること</u>	5自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>件数が見込まれるため、事務の効率化のために必要。担当者が文言のカスタマイズを容易に行えることができると、さらに効率的だと考える。(中核市代表)</li> <li>現在住記異動者、同居別居不整合者に対してWordで文書を作成し送付している。異動が多い時期は特に対象者も増え業務量も増加するため、実装されれば業務量の削減が期待できるため。(中核市代表)</li> <li>既存の業務時間を削減可能なため。(特別区代表)</li> </ul>
6	-	15.手当支払	支払処理	<u>手当支払証明について、任意の期間内の証明書を出力できること</u>  <u>【出力項目】受給者氏名、住所、生年月日、証明期間、手当名称、支給有無、支給金額、証明日、証明者、公印</u>	6自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当窓口にて、児童扶養手当の支払い実績証明書の発行を求められることが多々あるため。支払い期や支払い期間、総額など可能な限り詳細な実績を指定して出力できる機能があればよりよいと考える。(指定都市代表)</li> <li>受給者からの要請が高いため/既存の業務時間を大幅に削減可能なため。(特別区代表)</li> </ul>

## (参考) 「ニーズが高い」申し送り事項の帳票要件 (3/3)

#	事務名 (レベル1)	帳票名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を 有する自治体数	実装要望「有」の自治体の理由 (一部抜粋)
7	01.新規認定請求	児童扶養手当受給資格者台帳	「児童扶養手当受給資格者台帳」を、用紙2枚に収まるレイアウトに変更	8自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>A4一枚で収まるレイアウトのほうが、業務担当者としては確認・管理がしやすいため。ただし、市民対応に直結する帳票ではないので、現況届や重要なお知らせよりは優先度を下げている。(指定都市代表)</li> <li>2枚で収まるレイアウトの方が両面刷り1枚で管理がしやすいため。(一般市代表)</li> <li>両面刷りの1枚であるほうが、送付する市町村も受取る市町村側も管理がしやすいため。(特別区代表)</li> </ul>
8			「児童扶養手当現況届」の様式を分割 ①児童扶養手当現況届 これまで表面とされていた内容 ②児童扶養手当現況届記入要領 これまで裏面とされていた内容	7自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を含む書類とそうでない書類を分けることで、発送作業や書類管理の効率化につながるため。(指定都市代表)</li> <li>上記#7が2枚で収まらないとなれば分割した方がよい。記入要領は全受給者共通のため、事前印刷等が可能となり封入作業等も効率的に進められる。(中核市代表)</li> <li>受給者の利便性(記入要領を裏返して見るよりも別紙の方が記入しながら見やすい)のため。/封入封緘作業効率の向上のため。(一般市代表)</li> </ul>

## (参考) 「検討対象外」申し送り事項の帳票要件

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望がない自治体数	実装要望「無」の自治体の理由
1	-	01.新規認定 請求	認定審査	審査認定処理後に「 <u>決裁用所得情報</u> 」 ( <u>判定にあたっての受給者・扶養義務 者の所得情報</u> )を作成できること	9自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも「児童扶養手当の認定の取消し」という手続きは法令上規定されているものではない。認定時点にさかのぼって資格喪失する場合は、認定請求日を理由発生日として資格喪失処理を行い、認定請求日を理由発生日とする資格喪失通知書を発出すれば足りるものとする。(都道府県代表)</li> <li>認定の取消は想定される手続であるため、手続結果を示すための通知文は必要となるが、件数は少なく、代替手段での対応は可能と考える。(中核市代表)</li> </ul>

## (参考) 「重要度が高い」再検討見直し指定都市要件 (1/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
1	-	00.児童扶養 手当共通	他システム連携	<u>医療助成システムへ渡す現況年度更新結果データを作成し連携できること。</u>  <u>※1 連携回数及び連携時期をマスタで設定できること。</u>	9指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行システムで医療助成システムとデータ連携を行っているため。</li> <li>• 児扶手受給者の90%以上の者が医療助成も受けており、事務処理軽減のため、現行システムから、医療助成システムへ現況年度更新結果の情報連携処理を実施している。</li> <li>• 機能が実装されない場合、事務処理が増加し、現行の職員数では対応が困難である。</li> <li>• 本市の現行システムは現況届にて登録された所得情報等をひとり親医療費助成システムに連携できる機能を有している。児童扶養手当とひとり親医療費助成は同時期に受付・認定を行っているため、各事業で処理が必要になれば、業務時間が倍になる可能性がある。</li> </ul>
2	-	00.児童扶養 手当共通	データ管理機能	<u>支給要件別、申請者別（父・母・養育者）別の受給状況を抽出し、一覧を確認、データの加工ができること</u>	11指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大量データを取り扱うこともあり、複雑な条件をEUCでの情報抽出は長時間化することが想定されることから夜間処理でデータを作成する機能が必要であるため。</li> <li>• 現行システムに実装されている機能であり、各種照会や統計に利用しているため。</li> <li>• 福祉行政報告例の月報の第61表の作成や予算の計上に必要であり、本機能がない場合は様々な数字を複数回に分けて抽出、算出することが予想され、業務時間が大幅に増加することが見込まれる。</li> </ul>



## (参考) 「重要度が高い」再検討見直し指定都市要件 (2/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	機能要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装希望自治体のうち、「この機能がないと、業務に支障をきたす」と回答した理由
3	-	14.一部支給停止 (第13条の3関係)	児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書	余白部分に「令和〇年度現況」もしくは「令和〇年〇月経過月」と記載する。	10指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行システムの機能として「令和〇年〇月経過月」を印字しているが、標準仕様書には記載がない。</li> <li>• 本市においては、現況届提出時期における取扱帳票が大量であり、正確かつ効率的に業務遂行するためには、状況別に帳票を分類することが必要であると考えたため。</li> <li>• 現況届発送作業時、受付時、審査時等において、その都度システム上で1件1件満了日を確認することになり、膨大な業務時間を要するため。</li> </ul>



## (参考) 「ニーズが高い」再検討見直し指定都市要件 (1/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装要望「有」の自治体の理由 (一部抜粋)
1	-	00.児童扶養 手当共通	他システム連携	<p>児童福祉法による障害児入所支援、措置若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報 (異動情報を含む)、一時保護情報と連携し、児童扶養手当システムで利用できること</p> <p>※ 1 連携は、共通基盤等との連携を含む            ※ 2 データの参照、取り込みは問わず、児童扶養手当システムで利用できること            ※ 3 連携頻度は随時・週次・月次・年次等とする</p>	8指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一時保護」の確認により、施設等に本入所する可能性がある児童を事前に把握することで、資格喪失届や額改定届の提出を促すことができ、児童扶養手当の過払い件数を減らせるため。</li> <li>当市では、一時保護情報は児童相談所より児童福祉業務の部署へ紙媒体で共有されているが、システム連携できれば、共有漏れのリスクを軽減することができる。</li> <li>対象児童が施設入所した場合、児童扶養手当の資格は喪失となるが、判例として、「一時保護→施設入所措置」となるケースが多々ある。児童が一時保護された時点で情報共有がされることにより、事前に過払いを防止策をとることが可能となる。</li> </ul>
2	0200116	00.児童扶養 手当共通	データ管理機能	<p>指定した条件に該当する対象者の「宛名シール」、もしくは窓あき封筒に対応した形式での「宛名状」を出力できること</p> <p>■ 帳票詳細要件 宛名シール ■            ■ 帳票詳細要件 宛名状 ■</p> <p>※ 1 住民記録上の住所とは異なる送付先 (連絡先) または転出先が設定されている場合は、任意の送付先を選択できること</p>	8指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行システムには当該機能の実装はないが、実装されれば事務の効率化が大いに期待できる。転出先の選択については、機能の実用性は上がるが、市外転出後にさらに転居している可能性があるため、転出時点の住所しか選択できないのであれば、誤送につながる可能性が高い。指定した条件に該当する対象者の転出の有無を確認できるようにし、個別に適切な送付先住所を確認した上で住民記録上の住所とは異なる送付先を設定し、その送付先に送付できれば十分であると考え。</li> <li>受給者が必要な届出をせずに他市町村に転出した場合、転出先住所に届出の案内を送付するケースがあるため、転出先住所を送付先に設定できる機能があれば、自治体職員の利便性は向上すると考える。</li> </ul>

## (参考) 「ニーズが高い」再検討見直し指定都市要件 (2/2)

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望を有する自治体数	実装要望「有」の自治体の理由 (一部抜粋)
3	0200173	00.児童扶養 手当共通	一覧管理機能	<p>EUC機能として、以下の共通要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抽出条件は各業務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること</li> <li>抽出条件は、演算子 (and/or、=、≠、&gt;、&lt;、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等) に対応していること。</li> <li>表示・出力項目は各業務にて抽出対象となる一覧に関連する管理項目、および住民記録情報等の関連する項目を対象とし、任意に指定できること</li> <li>設定した抽出条件、表示項目、表示順等を保存でき、再度利用できること (略)</li> <li><u>関連者検索できること</u></li> </ul>	9指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者が不明で、対象児童の氏名しかわからない問い合わせもあるため、関連者として児童の氏名でも検索できるとよい (名古屋市)</li> <li>関係人から受給資格者が特定できれば、事務の正確性が向上するため。(関係人及び受給資格者が特定できる情報を黙秘し、制度案内(支給要件の疑義に関する内容等)を求められることがあるため。)</li> <li>児童扶養手当の受給者数等のデータは、各種統計や新規事業策定時の基礎数値として活用されることが多いため、詳細条件を設定のうえ、対象者情報や件数を抽出する機能は需要が高いと考える。</li> </ul>

## (参考) 「検討対象外」再検討見直し指定都市要件

#	機能ID	事務名 (レベル1)	事務名 (レベル2)	帳票要件標準仕様追加・修正案 (変更点を下線部で表示)	実装希望がない自治体数	実装要望「無」の自治体の理由
e	-	03.額改定請求(増員)	額改定請求(増員)受付	「 <u>証書保管証明書(額改定受付中)</u> 」(証書を預かり保管していることを証明する帳票(額改定受付中))を出力できること	11指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行システムで当該帳票を作成しておらず、システム化せずとも現行業務に支障なく対応可能と考えるため。</li> </ul>
2	-	06.資格喪失	資格喪失通知	「 <u>資格喪失通知書(辞退)</u> 」(受給資格が喪失したことを通知するための文書(辞退者のみ))を出力できること	12指定都市	(記載なし)
3	-	08.登録情報変更	登録情報変更受付	「 <u>証書保管証明書(その他)</u> 」(証書を預かり保管していることを証明する帳票(その他))を出力できること	11指定都市	(記載なし)
4	-	10.公的年金併給認定	公的年金併給受付	「 <u>公的年金受給状況案内文</u> 」(公的年金併給者に対して送付する通知書)を出力できること	11指定都市	(記載なし)
5	-	13.現況届	現況届受付	「 <u>証書保管証明書(現況届提出中)</u> 」(証書を預かり保管していることを証明する帳票(現況届提出中))を出力できること	11指定都市	(記載なし)
6	-		現況届催促	「 <u>簡易書留郵便物受領証</u> 」(現況届の提出命令書を発送した受領証、資格喪失通知書を発送した受領証)を出力できること	11指定都市	(記載なし)
7	-			「 <u>簡易書留郵便物受領証(辞退)</u> 」(資格喪失通知書を発送した受領証(辞退者のみ))を出力できること	12指定都市	(記載なし)

# (参考) 共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）の改定に伴う児童扶養手当標準仕様書の改定方針一覧（1/2）

対象資料名	対象資料の改版内容	改版内容に応じる児童扶養手当標準仕様書の改定方針
地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.1版】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.1.7. 「将来的なガバメントクラウド申請管理機能の提供」を、「将来的なオンライン申請の在り方の検討」に記述に変更され、最新の検討結果に書き換えられた</li> <li>その他の記述上の微修正</li> </ul>	改定なし (児童扶養手当システムの特定機能に該当する改版がないため、それに応じた改定の必要はない)
地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】	地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】(案) 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に関するリファレンス	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>住登外者宛名番号、団体内統合宛名番号の付番方式の修正</li> <li>「団体内統合宛名に関するリファレンス」の追記</li> <li>その他の記述上の微修正</li> </ul>	改定なし (住登外者宛名番号と団体内統合宛名番号の付番方式のみ変更され、児童扶養手当システムに送信する内容の変更がない。また、リファレンスに追加による仕様変更も生じていないため、それに応じた改定の必要はない)
	029_申請管理_機能別連携仕様【第1.1版】(案)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」の連携方式を利用した場合の、住民記録システムからの番号紐付情報受信のための連携インターフェースの連携IDの修正</li> </ul>	改定なし (住民基本台帳との連携ID修正であり、仕様変更が生じていないため、それに応じた改定の必要はない)
	031_住登外者宛名番号管理_機能別連携仕様【第1.1版】(案)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>振り仮名法制化に伴う連携データの修正</li> <li>その他誤記等の修正</li> </ul>	振り仮名法改正に伴う記述の改定（論点3）は予定しており、それ以外の追加改定なし	
別紙3_住登外者宛名番号管理_項目定義書【第2.1版】(案) 別紙4_団体内統合宛名_項目定義書【第2.1版】(案)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>振り仮名法制化に伴うデータ項目、データ項目定義、項目説明の修正</li> <li>その他住所に関するコードの項目定義、項目説明の修正</li> </ul>	振り仮名法改正に伴う記述の改定（論点3）は予定しており、それ以外の追加改定なし (住所に関するコードの項目に対して、児童扶養手当システムとして連携されたデータを保存せず照会のみを行うため、それに応じた改定の必要はない)	

# (参考) 共通標準仕様書、及びデータ要件・連携要件の標準仕様（総論、各論）の改定に伴う児童扶養手当標準仕様書の改定方針一覧（2/2）

対象資料名	対象資料の改版内容	改版内容に応じる児童扶養手当標準仕様書の改定方針
地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.2版】	別紙7-1_住登外者宛名基本情報照会API仕様書【第2.2版】（案） 別紙7-2_住登外者宛名番号付番API仕様書【第2.1版】（案）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>振り仮名法制化に伴う項目名、項目説明、記述例の修正、備考欄の追記（住登外者宛名番号管理の項目定義書の修正に係る修正）</li> </ul>	振り仮名法改正に伴う記述の改定（論点3）は予定しており、それ以外の追加改定なし
	別紙8_ファイル連携に関する詳細技術仕様書【第2.2版】（案）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携ファイル名の版管理方式に係る修正</li> <li>グループを一意に定めることを目的としたグループIDの追加</li> </ul>	改定なし （ファイル名の版管理方式とグループIDの追加修正であり、仕様変更が生じていないため、それに応じた改定の必要はない）
その他、統合収納管理、統合滞納管理関連の4資料、及び国民健康保険システムの改修に係る別紙1の改版		改定なし （児童扶養手当システムと連携していないシステム（統合収納管理、統合滞納管理、国民健康保険システム）の関連機能の改定になるため、それに応じた改定の必要はない）
データ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第3.1版】	01_地方公共団体情報システム データ要件・連携要件標準仕様書【第3.1版】（案）	
	【参考資料】地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針【第1.3版】（案）	
児童扶養手当_基本データリスト【第3.0版】 児童扶養手当_機能別連携仕様【第3.0版】	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループを一意に定めることを目的としたグループIDの追加</li> <li>上記に伴う項番等の軽微な修正</li> </ul>	改定なし （グループID管理方針のみ修正であり、仕様変更が生じていないため、それに応じた改定の必要はない）
	住民記録システム標準仕様書【第5.0版】の改定等に伴う改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍法等の振り仮名法制化に伴う修正</li> <li>適合確認試験への対応のためのグループIDの追加</li> <li>過誤払の返納にあたり、内払調整を実現するためのグループ新設に伴う修正</li> <li>事業者や自治体等からのご意見に基づく修正</li> </ul>	改定なし （基本データリスト独自の修正対応であり、標準仕様書へ影響する事項がなかったため、それに応じた改定の必要はない）



# (参考) 横並び調整方針の改定に伴う児童扶養手当標準仕様書の改定方針一覧

対象資料名	対象資料の改版内容	改版内容に応じる児童扶養手当標準仕様書の改定方針
標準仕様書間の横並び調整方針について (令和5年6月改定版)	「(1) 標準仕様書機能要件の改定ルールについて」の方針が追加された	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件の改定にあたっては、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」令和4年7月デジタル庁) に準ずること。</li> </ul>	最新版の「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」と「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」を参照しながら、第1.2版において、改定が必要な機能要件に基づいて付番する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず改定履歴をあわせて公開すること。</li> </ul>	下記改定予定の標準仕様書について、変更履歴付き版も公開する。また、改定履歴の様式は、デジタル庁が示す「標準仕様書機能要件様式例」の「改定履歴シート」に準ずる。  (別紙1) ツリー図・業務フロー (別紙2) 機能要件 (別紙4-1) 帳票詳細要件 (統計・報告除く) (別紙5-1) 帳票レイアウト (統計・報告除く)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体のFit Gap分析の円滑化の観点から、エクセル等の加工可能なファイル形式で公開すること。</li> </ul>	第1.2版として公開予定の標準仕様書と別紙1~5について、エクセル等の加工可能なファイル形式で公開する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件に令和8年度以降に施行される法改正等の内容が含まれる可能性があることから、改定内容について、適合基準日を明示すること。</li> </ul>	第1.2版において、改定が必要な機能要件の適合基準日を「備考」に追記する。また、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、一律令和8年度以降の適合基準日を設定する。
標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方 (令和5年10月改定版)  ※令和5年4月以降の標準仕様書機能要件の改定から適用	「(2) 令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについて」の方針が追加された	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年3月末までに公開した標準仕様書の直前の版からの改定箇所を、エクセル等の加工可能なファイル形式で速やかに明示すること。</li> </ul>	令和5年3月末に発出した標準仕様書1.1版に対して、前回の第1.0版から第1.1版への変更履歴付きの標準仕様書を、エクセル等の加工可能なファイル形式で公開する。
	上記改版した横並び調整方針の整理項目として下記内容が追加された	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能要件の分割・削除・修正により欠番となった機能IDと、機能要件の追加等により新規付番された機能IDが紐付くよう、追加等された当該機能要件の備考欄に必ず記載すること</li> <li>「機能要件の修正等に伴う機能IDの運用ルール」に従い、どのような種別で機能要件を改定するか判断できるよう、直前の版から改定した項目の種別を明示すること。</li> </ul>	第1.2版において、改定によって欠番となった機能IDと新規付番された機能IDが紐付くよう、対象機能要件の「備考」欄に記載する。  第1.2版において、改定が必要な機能要件の改定種別が判断できるように付番する。

**EOF**